

介護福祉士志望外国人留学生確保対策事業実施要領

1 目的

この事業は、介護福祉士を目指す外国人留学生の確保を図るため、県内の介護福祉士養成施設を運営する法人が行う外国でのPR活動に要する経費の一部を助成することを目的とする。

2 定義

この要領における用語の定義は次の各号によるものとする。

- (1) 「介護福祉士養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号又は第3号に基づき指定を受けた養成施設をいう。
- (2) 「外国人留学生」とは、在留資格「留学」により、県内の介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生又は県内の介護福祉士養成施設在学生をいう。

3 実施主体

- (1) この事業の実施主体は、県内の介護福祉士養成施設を運営する法人とする。
- (2) この事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

4 事業内容

現地（海外）教育機関等からの情報収集や、現地（海外）における留学予定者を対象とした説明会の開催その他の本県で介護福祉士として従事することを目指す外国人留学生の確保に資する取組を行う。

5 事業の採択

- (1) 介護福祉士志望外国人留学生確保対策事業費補助金交付要綱による補助を希望する介護福祉士養成施設を運営する法人は、「事業計画書」（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式1-2）を策定し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、「事業計画書」を審査し適切と認める場合は、介護福祉士志望外国人留学生確保対策事業費補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書の提出を指導するものとする。

6 事業実施上の留意事項

- (1) 説明会については、介護福祉士を目指す留学予定者を確保する観点から、介護福祉士国家資格の取得に関わる内容を含むこと。
- (2) 5の（1）において策定する事業計画書には、当該事業を実施する法人が取り組ん

でいる外国人留学生に対する支援の内容を記載すること。

(3) 知事は、当該事業を実施する法人に対し、留学生の確保に関する取組及び在籍または入学予定の留学生等の情報について報告を求めることができるものとする。

(4) 知事は、県内の外国人介護人材の確保に関する取組に対し、当該事業を実施する法人に対し協力を得ることができるものとする。

附 則

この要領は、令和2年度予算から適用する。

1 基本情報

法人名			
法人代表者（職・氏名）			
主たる事務所の所在地	郵便番号		
	住所		
介護福祉士養成施設の名称			
前年度4月時点在籍者数	1年生（うち留学生）	人（うち	人）
	2年生（うち留学生）	人（うち	人）
外国人留学生に対する支援内容（学校独自の奨学金、寮の整備等）			
担当者	職・氏名		
	電話		
	F A X		
	メール		

2 現地教育機関等からの情報収集や現地における説明会の開催等に係る計画

担当者（旅行者全員）	
実施時期、滞在期間	
対象国	
目的（情報収集、説明会など）	
事業内容（実施方法、回数、スケジュール、協力機関等）	

※情報収集を行う現地教育機関等又は、説明会の資料や開催協力機関等の概要がわかる書類を添付すること

3 事業に要する経費

事業名	補助対象経費	経費の内訳

4 事業開始予定日、事業完了予定日

事業開始予定日	令和 年 月 日
事業完了予定日	令和 年 月 日

収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	備考
県補助額		
補助事業者負担額		
寄付金その他の収入額		
合計		

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	備考、積算内容
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、印刷製本費)		
役務費 (通信運搬費、手数料、保 険料、広告料、通訳料、翻 訳料)		
使用料及び賃借料 (会場使用料)		
委託料		
その他知事が必要と認める 経費		
合計		